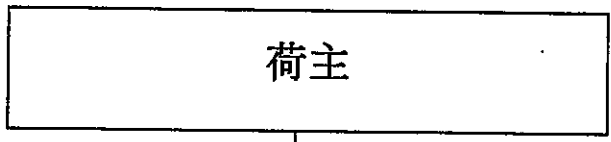


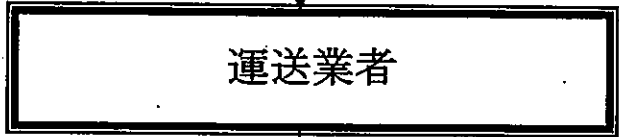
概 要

【運送】

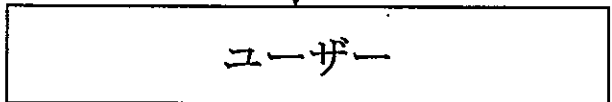
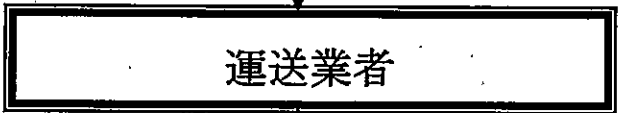


独占禁止法

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の不公正な取引方法（物流特殊指定）」



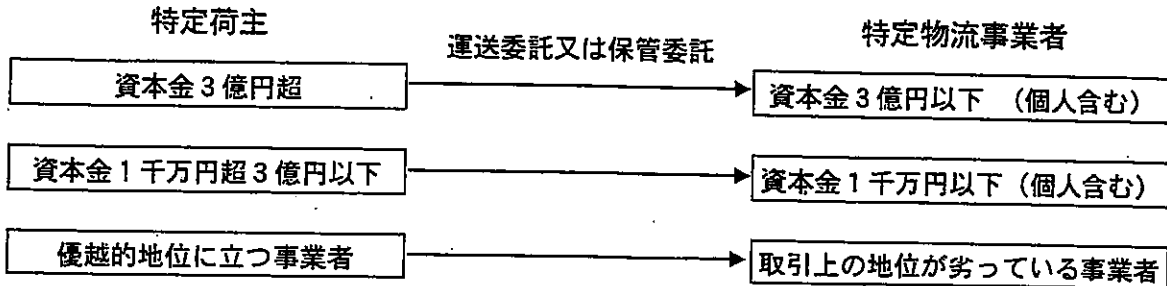
下請法



「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」  
(物流特殊指定) の概要

資料3-2

1. 対象となる取引



※ 物流子会社 (親会社の議決権が過半数) を通じて運送委託又は保管委託する場合には、物流子会社が特定荷主とみなされます (この場合の資本金額は、親会社の資本金額で判断されます。)

2. 禁止行為類型

- 支払遅延**  
⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた支払期日までに代金を支払わないこと
- 減額**  
⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定められた代金を減額すること
- 買ったたき**  
⇒ 同種・類似の内容の運送又は保管の一般的な対価に比べ、著しく低い代金の額を一方的に定めること
- 購入・利用強制**  
⇒ 正当な理由がないのに、指定する物品又は役務を強制して購入・利用させること
- 割引困難な手形の交付**  
⇒ 代金を手形で支払う際に、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること
- 不当な経済上の利益の提供要請**  
⇒ 自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を不当に提供させること
- 不当な給付内容の変更及びやり直し**  
⇒ 特定物流事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせること
- 要求拒否に対する報復措置**  
⇒ 禁止行為の要求を拒否した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること
- 情報提供に対する報復措置**  
⇒ 禁止行為を公正取引委員会に通報した特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法  
(平成十六年三月八日 公正取引委員会告示第一号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法を次のように指定する。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

- 1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
  - 一 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。
  - 二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
  - 三 特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること。
  - 四 正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
  - 五 代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
  - 六 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
  - 七 特定物流事業者の運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
  - 八 特定物流事業者が前各号に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

## 備考

- 1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。
  - 一 資本の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
  - 二 資本の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の事業者であって、個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であって、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの
- 2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
  - 一 個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
  - 二 個人又は資本の額若しくは出資の総額が千万円以下（資本の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの
- 3 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。
- 4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。
- 5 この告示において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

## 附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

## 中小事業者取引公正化推進プログラムの実施について

平成21年11月18日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、従前から、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）違反行為に厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止の観点から下請法の普及啓発を行うなど、下請取引の適正化に取り組んでいる（平成21年度上半期における下請法等の運用状況については、参考を参照。）。

公正取引委員会は、昨年度、下請事業者特別支援対策を実施したところであるが、昨今の経済環境において、下請事業者のみならず、広く中小事業者が依然として厳しい対応を迫られている状況にある。このため、厳しい経済状況において取引先事業者、特に取引先大企業との間で不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者全般について、その取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者取引公正化推進プログラム」を次のとおり実施する。

**第1 中小事業者の立場に立った相談・広報****1 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施**

下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催する（詳細は別添1参照。）。

**2 中小事業者専用相談窓口の設置**

取引先大企業等から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者からの相談を受け付ける専用窓口を本局及び各地方事務所・支所等に設置し、優越的地位の濫用規制及び下請法についての個別相談に対応する（詳細は別添2参照。）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）

（本文第1～第3及び第4の1関係）

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）

（本文第4の2～4関係）

### 3 下請法紹介動画配信等の実施

下請法の説明会・相談会等に参加することのできない事業者のために、下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のホームページ上に掲載することにより、事業者に対する下請法の一層の普及啓発を図ることとする。あわせて、動画の掲載場所と下請法違反行為に関する電子申告窓口をリンクさせることにより、下請事業者からの情報提供に係る利便性の向上を図る。

## 第2 大企業・親事業者のコンプライアンスの推進

### 1 業種別講習会の実施

これまで独占禁止法違反行為が見られた業種、各種の実態調査で問題が見られた業種に関し、優越的地位の濫用規制及び下請法について業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いること等により説明を行い、一層の法令遵守を促す。

### 2 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請の拡充

特に、年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念される。このため、買ったとき、下請代金の減額、下請代金の支払遅延、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は毎年11月に、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、連名の文書をもって要請しているところである。平成21年度においては、その取組を一層強化すべく例年の約2万名から約3万名に要請先を増やす。

## 第3 下請取引以外の中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る特別調査

### 1 大規模小売業者と納入業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、百貨店、スーパー、ホームセンター等の大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（以下「大規模小売業告示」という。）を指定し、当該取引の公正化を図っているところ、大規模小売業告示の遵守状況及び大規模小売業者と納入業者との取引に関する書面調査を実施する。

### 2 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っているところ、物流特殊指定の

遵守状況及び荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施する。

#### 第4 違反行為に対する重点的かつ効率的な処理

##### 1 優越的地位濫用事件タスクフォースの設置

優越的地位の濫用に係る情報に接した場合に、その調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置する。

##### 2 下請法上の問題の多い業種等への監視の強化

平成21年度の書面調査等に基づいて収集した情報を基に、過去に違反が多くみられた業種等について実地調査の割合を増やし、重点的な調査を実施する。

##### 3 勧告事件に係るフォローアップ調査

平成17年度から平成19年度に勧告を行った案件の中から、親事業者の規模、地域性等を勘案して案件を選定した上、勧告後の親事業者による下請法遵守状況についてフォローアップ調査を実施する。

##### 4 下請法違反被疑事実に係る情報収集の取組の拡充

平成21年度においては、下請事業者向け書面調査について、資本金額が大きい親事業者と取引している下請事業者向け発送先を増加させることにより、平成20年度の約16万名から約20万名に増やす。

## 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施について

下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催します（注）。

（注）優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所の担当の相談窓口でお受けします。

### 1 対象

下請事業者を始めとする中小事業者（原則 3 社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定例的な会合の場での開催も可能）。

### 2 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

### 3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者（原則 3 社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめた上、ファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。ファクシミリによる場合は、別紙申込用紙の各事項に記入の上、所在する地区のお申し込先まで、電子メールによる場合は、別紙申込用紙の各事項をメールにテキスト形式で記入の上、申込先メールアドレス（soudankai@jftc.go.jp）まで、お申し込みください。

### 4 その他

- (1) 申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報、相談会業務以外の目的には一切使用しません。



## 「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込用紙

1 申込代表者の氏名・会社・住所（注1）（必須）	氏名・会社名（ふりがな）		
	住所		
2 参加人数（申込者含む）	名		
3 申込代表者の資本金額・業種（事業内容）	〔資本金額〕	〔業種（事業内容）〕	
	万円		
4 参加者の概要（必須）	該当するものに✓印をしてください（複数回答可）。 □ 下請事業者 □ 物流事業者 □ 納入業者 □ その他（ ）		
5 開催希望日（土・日・祝は不開催）	第1希望	第2希望	第3希望
6 開催希望場所	都道府県・市町村名	場所〔記載例〕申込代表者の社屋	
7 相談内容（複数可）（注2）	〔記載例〕下請法が適用される取引について		
8 代表者の連絡先（必須）（携帯電話でも可）	電話番号〔 〕 連絡可能な時間帯 午前・午後 時～時		

（注1） 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。

（注2） 相談したい内容について簡単に記載してください。

優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所等の担当の相談窓口でお受けします。

【お申し込先】 メールによる申込みもできます（申込用紙の各事項をテキスト形式で記載し、お申し込みください。申込先メールアドレス：soudankai@jftc.go.jp）

貴社の所在地区	お申し込先	F A X	T E L
北海道地区	北海道事務所下請課	011-261-1719	011-231-6300(代)
東北地区	東北事務所下請課	022-261-3548	022-225-8420
関東・甲信越地区	取引部企業取引課	03-3581-1800	03-3581-3375
中部地区	中部事務所下請課	052-971-5003	052-961-9424
近畿地区	近畿中国四国事務所下請課	06-6943-7214	06-6941-2176
中国地区	中国支所下請課	082-223-3123	082-228-1501(代)
四国地区	四国支所下請課	087-862-1994	087-834-1441(代)
九州地区	九州事務所下請課	092-474-5465	092-431-6032
沖縄地区	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098-860-1110	098-866-0049

## 中小事業者専用相談窓口

下請事業者を始め大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者の中小事業者からの相談を受け付ける専用窓口を以下のとおり設置します（注）。

（注）優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所等の担当の相談窓口でお受けします。

貴社の所在地区	お問い合わせ先	TEL	FAX
北海道地区	北海道事務所下請課	011-231-6300(代)	011-261-1719
東北地区	東北事務所下請課	022-225-8420	022-261-3548
関東・甲信越地区	取引部企業取引課	03-3581-3375	03-3581-1800
中部地区	中部事務所下請課	052-961-9424	052-971-5003
近畿地区	近畿中国四国事務所 下請課	06-6941-2176	06-6943-7214
中国地区	中国支所下請課	082-228-1501(代)	082-223-3123
四国地区	四国支所下請課	087-834-1441(代)	087-862-1994
九州地区	九州事務所下請課	092-431-6032	092-474-5465
沖縄地区	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098-866-0049	098-860-1110

## 平成21年度上半期における下請法等の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）は、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護することを目的として、親事業者の義務と禁止行為を定めている（別紙1参照）。

公正取引委員会では、下請法を厳正に運用し、違反行為に対しては勧告等を行うとともに、違反行為の未然防止の観点から、下請法の普及・啓発を行うなど、下請取引の適正化に取り組んでいる。

## 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての申告が期待できないことから、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成21年度における書面調査は、これまで、資本金1000万円超の親事業者36,342社（製造委託等<sup>(注1)</sup>24,502社、役務委託等<sup>(注2)</sup>11,840社）を対象に実施した。今後、当該親事業者と取引のある下請事業者に対する書面調査を実施予定である。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

平成21年度上半期（平成21年4月から9月まで。以下同じ。）における下請法違反被疑事件の処理状況は、以下のとおりである。

## (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第1表参照）

## ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は2,058件（製造委託等1,720件、役務委託等338件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが2,008件（製造委託等1,695件、役務委託等313件）、下請事業者等からの申告によるものが50件（製造委託等25件、役務委託等25件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は2,105件（製造委託等1,767件、役務委託等338件）であり、このうち、1,968件（製造委託等1,663件、役務委託等305件）について措置を講じており、その内訳は、勧告が8件（製造委託等6件、役務委託等2件）、指導が1,960件（製造委託等1,657件、役務委託等303件）となっている。

第1表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
合計	2,008 [1,879]	50 [79]	0 [0]	2,058 [1,958]	8 [6]	1,960 [1,799]	137 [161]	2,105 [1,966]
製造委託等	1,695 [1,230]	25 [44]	0 [0]	1,720 [1,274]	6 [5]	1,657 [1,154]	104 [109]	1,767 [1,268]
役務委託等	313 [649]	25 [35]	0 [0]	338 [684]	2 [1]	303 [645]	33 [52]	338 [698]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第2表参照）

勧告又は指導を行った事件における違反行為の類型別件数の状況は、次表のとおりである。

第2表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，%]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
合計	1,817 [1,574] (92.0)	159 [172] (8.0)	1,976 [1,746] (100)	11 [3] (1.6)	364 [591] (53.9)	50 [55] (7.4)	5 [6] (0.7)	40 [44] (5.9)	26 [33] (3.9)	10 [8] (1.5)	127 [124] (18.8)	35 [11] (5.2)	7 [17] (1.0)	0 [0] (0)	675 [892] (100)	2,651 [2,638]
製造委託等	1,543 [1,014] (92.0)	135 [89] (8.0)	1,678 [1,103] (100)	10 [3] (1.8)	283 [266] (50.4)	39 [33] (7.0)	5 [6] (0.9)	35 [30] (6.2)	20 [19] (3.6)	8 [8] (1.4)	124 [113] (22.1)	32 [7] (5.7)	5 [9] (0.9)	0 [0] (0)	561 [494] (100)	2,239 [1,597]
役務委託等	274 [560] (91.9)	24 [83] (8.1)	298 [643] (100)	1 [0] (0.9)	81 [325] (71.1)	11 [22] (9.6)	0 [0] (0)	5 [14] (4.4)	6 [14] (5.3)	2 [0] (1.8)	3 [11] (2.6)	3 [4] (2.6)	2 [8] (1.8)	0 [0] (0)	114 [398] (100)	412 [1,041]

(注1) 1つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) [ ]内の数値は、前年度同期の件数である。また、( )内の数値は、各手続規定違反又は各実体規定違反の全体の件数に占める比率である。

(3) 勧告事件及び指導事例

平成21年度上半期に勧告した事件の概要は別紙2、指導した主な事例の概要は別紙3のとおりである。

勧告事件は、すべて下請代金の減額に対するものであるが、うち1件は不当な経済上の利益の提供要請（不当な経済上の利益の提供要請に対する初の勧告）に対するものでもあった。

(4) 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況

下請代金の減額事件においては、平成21年度上半期には、親事業者23社から下請事業者775名に対し、総額2億8881万円の減額分が返還された（第3表参照）。

また、下請代金の支払遅延事件においては、平成21年度上半期には、親事業者29社から下請事業者1,246名に対し、総額5611万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第3表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況（措置日前返還分を含む。）

返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還総額
23社 [27社]	775名 [589名]	2億8881万円 [23億5446万円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況（措置日前支払分を含む。）

支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払総額
29社 [19社]	1,246名 [949名]	5611万円 [1億9304万円]

(注) [ ]内の数値は、前年度同期のものである。

(5) 重点的な業種調査（第5表参照）

「下請事業者支援特別対策」（平成20年10月1日公表）として、下請法上の問題の多い業種等への監視を強化するために、過去に違反が多くみられた3業種（道路貨物運送業、自動車小売業及び一般機械器具製造業）及び現下の経済状況を踏まえて選定した2業種（電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業）に対して実地調査の割合を増やすなどして、重点的な調査を実施してきたところ、平成21年度上半期には、3件の勧告と439件の指導を行った。

第5表 業種ごとの調査結果（重点的な業種調査）

業種	調査対象として選定した事業者数	勧告（件）	指導（件）
道路貨物運送業	93	2	84
自動車小売業	96	0	90
一般機械器具製造業	142	1	132
電気機械器具製造業	104	0	88
輸送用機械器具製造業	53	0	45
合計	488	3	439

(注) 勧告及び指導の件数は、前記第1の2(1)の処理件数の内数である。

### 3 下請法の普及・啓発、違反行為の未然防止

公正取引委員会は、下請法違反行為等の未然防止を図る観点から各種の施策を実施しており、平成21年度上半期の状況は以下のとおりである。

#### (1) 下請取引等に係る相談の受付等

下請取引に係る相談4,619件に対応した。

また、下請法等の普及・啓発に努めるため、事業者団体等が主催する下請法等に関する研修会(12回)に講師を派遣するとともに下請法に関する資料の提供を行った。

#### (2) 下請取引改善協力委員会議の開催

下請法の的確な運用に資するため、地域の下請取引の実情に明るい民間有識者等に下請取引改善協力委員(定員153名)を委嘱しており、平成21年6月に全国各ブロックにおいて下請取引改善協力委員会議を開催し、最近の下請取引の現状等について意見交換を行い、平成21年7月29日、「下請取引改善協力委員会議で出された主な意見について」と題して、その概要を公表した。

### 4 電子記録債権に係る公正取引委員会規則の改正等について

電子記録債権法(平成19年法律第102号)が、平成20年12月1日に施行されたことを受け、電子記録債権法が下請法第2条第10項に規定する下請代金の支払手段として用いられることが想定される。

これを踏まえ、公正取引委員会は、平成21年4月1日、親事業者が電子記録債権を下請代金の支払手段として用いる場合に、親事業者が発注書面等に記載しなければならない事項を追加することを内容とする下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則(昭和60年公正取引委員会規則第3号)

(以下「3条規則」という。)及び下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則(昭和60年公正取引委員会規則第4号)

(以下「5条規則」という。)の改正原案、下請事業者の利益が不当に害されないために必要な事項を記載した事務総長通達<sup>(注1)</sup>の原案、親事業者に対する指導方針を記載した取引部長通知<sup>(注2)</sup>の原案をそれぞれ公表し、広く意見を求めた。

公正取引委員会は、平成21年6月19日、提出された意見を検討した結果、3条規則及び5条規則を改正・施行するとともに、事務総長通達及び取引部長通知を発出した。

(注1) 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について(平成21年事務総長通達第12号)

(注2) 電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について(平成21年取引部長通知)

## 5 優越的地位の濫用に係る取組

### (1) 優越的地位の濫用に対する法的措置

公正取引委員会は、従来から、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為については厳正に対処することとしている。平成21年4月1日から同年9月末までの間に、2件の排除措置命令を行った（別紙4参照）。

### (2) 物流特殊指定に係る取組

公正取引委員会は、平成21年4月15日、独占禁止法第19条（物流特殊指定<sup>(注)</sup>第1項第2号に該当）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、荷主2社に対し、警告を行う（別紙5参照）とともに、平成21年4月1日から同年9月末までの間に、独占禁止法（物流特殊指定）違反につながるおそれがある行為を行っていた荷主9社に対し、注意を行った。

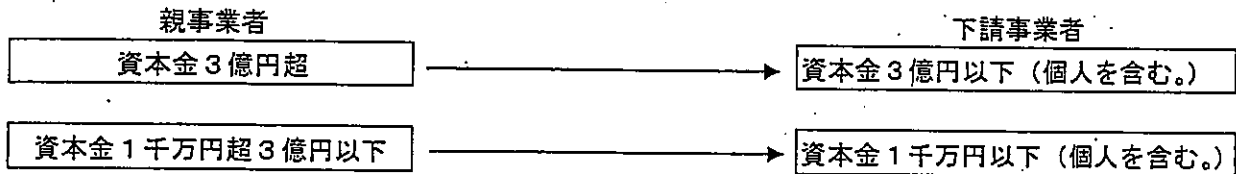
（注） 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公正取引委員会告示第1号）

## 下請法の概要

## 1 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

## 2 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

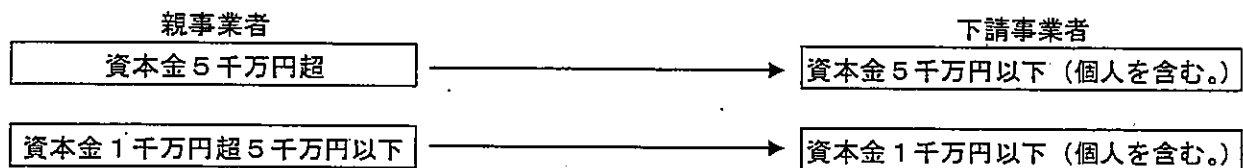
## (1) 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

## (2) 情報成果物作成・役務提供委託（前記（1）の政令で定めるものを除く。）



## 3 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止行為（第4条第1項、第2項）

## (1) 義務

- ア 注文書の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息支払義務（第4条の2）

## (2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当なやり直し等の禁止（第4条第2項第4号）



## 平成21年度上半期における勧告事件

## 1 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

事件名（勧告日）	概要
(株)ゼロに対する件 （平成21年4月16日）  <u>下請事業者28社に対し、総額3347万7511円を減額した。</u>	(株)ゼロは、自動車製造業者が製造する自動車を出荷する前の修理及び貨物運送を業として請け負い、それぞれを下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「原価低減」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年7月から同20年9月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。
(株)ダイゾーに対する件 （平成21年4月21日）  <u>下請事業者5社に対し、総額7626万558円を減額した。</u>	(株)ダイゾーは、業として行う販売の目的物たるエアゾール製品の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「販売奨励金」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成18年11月から同20年9月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 【中小企業庁長官からの措置請求案件】
(株)不二工機に対する件 （平成21年6月23日）  <u>下請事業者3社に対し、総額1312万7565円を減額した。</u>	(株)不二工機は、業として行う販売の目的物たる冷凍・空調用自動制御機器の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、自社のコストダウンを図るため、下請事業者に対し、「原価低減」と称して、一定額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成20年2月から同年4月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。
東光商事(株)に対する件 （平成21年6月24日）  <u>下請事業者104名に対し、総額2416万1351円を減額した。</u>	東光商事(株)は、業として行う販売の目的物たる生地又は婦人服等の既製服の製造を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年8月から同20年8月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。

事件名(勧告日)	概要
<p>ニチユ物流(株)に対する件 (平成21年6月30日)</p> <p><u>下請事業者6社に対し、 総額1673万7291 円を減額した。</u></p>	<p>ニチユ物流(株)は、業として行う貨物運送又は倉庫における保管を下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「取扱手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年6月から同20年5月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。</p>
<p>市田(株)に対する件 (平成21年8月6日)</p> <p><u>下請事業者92名に対 し、総額5686万 6934円を減額した。</u></p>	<p>市田(株)は、業として行う販売の目的物たる呉服等の製造を下請事業者に委託しているところ、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自社が開催する発表会の経費負担を軽減するため、下請事業者に対し、「仕入値引」と称して一定額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年10月から同21年3月までの間、一定額を</li> <li>2 自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「宣伝引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年10月から同20年12月までの間、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を</li> <li>3 原則として、支払うべき下請代金の額が、一定額以上の場合には手形の交付により、また、一定額に満たない場合には現金により、それぞれ支払を行うこととしているが、一部の下請事業者に対し、平成19年10月から同20年12月までの間       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を</li> <li>イ 現金による支払を行うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を</li> </ol> </li> </ol> <p>それぞれ差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。</p> <p>なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分を返還している。</p>

事件名 (勧告日)	概要
(株)大仙に対する件 (平成21年8月7日)  <u>下請事業者71名に対し、総額2129万4627円を減額した。</u>	(株)大仙は、 1 業として請け負う製造の目的物たる天窓等の部品又は業として行う販売の目的物たる額縁等の製造 2 業として行う提供の目的たる温室等の設計図面の作成 3 業として行う提供の目的たる天窓等の保守・点検 をそれぞれ下請事業者に委託しているところ、自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年5月から同21年2月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。

2 下請代金の減額 (第4条第1項第3号) 及び不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号)

事件名 (勧告日)	概要
(株)マルハニチロ食品に対する件 (平成21年4月24日)  <u>下請事業者19社に対し、総額1966万8979円を減額した。</u>  <u>下請事業者22社に対し、総額1709万5550円の不当な経済上の利益を提供させた。</u>	(株)マルハニチロ食品は、業として行う販売の目的物たる冷凍調理食品等の製造を下請事業者に委託しているところ、 1 自社の利益を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」、「不良品歩引き」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年2月から同20年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者を支払うべき下請代金の額を減じていた。 2 自社が卸売業者等に支払う販売促進費用の一部に充当するため、下請事業者に対し、事前に算出根拠等を明確に説明することなく、かつ、金銭の提供とそれによって得られる下請事業者の利益との関係を明らかにすることなく、「販売対策協力金」等と称して、仕入数量に一定額を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を負担するよう要請し、この要請に応じた下請事業者に対し、平成19年2月から同20年4月までの間、当該額を支払わせていた。 なお、同社は、勧告前に、下請事業者に対し減額分及び支払わせた額を返還している。

## 平成21年度上半期における主な指導事例

## 第1 製造委託及び修理委託関係

## 1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 <sup>(注)</sup>	概要
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、一部の下請取引において、自社が事務処理を行っていなかったこと又は下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
飲食料品卸売業	食品の製造を下請事業者に委託しているB社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
機械器具卸売業	受電設備等の製造を下請事業者に委託しているC社は、一部の下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

## 2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
生産用機械器具製造業	<p>機械部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、一部の下請事業者に対し、次により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。</p> <p>① 下請代金の支払につき手形を交付することとしているところ、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、支払うべき下請代金の額から「割引率」と称して自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くこと</p> <p>② 支払うべき下請代金の額から自社の創立記念に当たり「協賛金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くこと</p>
パルプ・紙・紙加工品製造業	住宅建材加工等を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
輸送用機械器具製造業	ボルトの加工等を下請事業者に委託しているF社は、一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「協力値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

### 3 返品（第4条第1項第4号）

業種	概要
その他の卸売業	医療用品の製造を下請事業者に委託しているG社は、小売店等の販売先から返品があったことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
その他の卸売業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているH社は、発注元からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。

### 4 買ったとき（第4条第1項第5号）

業種	概要
化学工業	電気工具・機械の修理等を下請事業者に委託しているI社は、一部の下請事業者と十分な協議を行わず、自社の予算単価を基準として一方的に下請代金の額を引き下げて定めていた。
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量しか発注しない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
輸送用機械器具製造業	船舶の修理を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

### 5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	概要
飲料・たばこ・飼料製造業	酒類の容器の製造を下請事業者に委託しているL社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する酒類の購入を要請していた。
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているM社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が提供する点検整備等の利用を要請していた。

### 6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	概要
飲食料品卸売業	冷凍食品等の製造を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を支払わせていた。

7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
金属製品製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。

8 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

業 種	概 要
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

9 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

業 種	概 要
機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているQ社は、下請事業者に対し、発注元からの発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。

## 第2 情報成果物作成委託及び役務提供委託関係

### 1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	概要
印刷・同関連業	印刷物のデザインの作成を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者に対し、自社が事務処理を行っていないことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
情報サービス業	プログラム等の作成を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているc社は、一部の下請事業者に対し、「毎月末日締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者による役務の提供を受けてから60日を超えて下請代金を支払っていた。

### 2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	概要
不動産賃貸業・管理業	ビル、マンション等集合住宅の管理業務を下請事業者に委託しているd社は、次により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 ① 一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「値引き」等と称して一定額を差し引くこと ② 一部の下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用すること
印刷・同関連業	印刷物のデザインの作成を下請事業者に委託しているe社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形の交付による支払に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者を支払うべき下請代金の額から「手数料」と称して手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

### 3 買ったとき (第4条第1項第5号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託している f 社は、下請事業者に対し、従来の下請代金の額よりも引き下げた額を提示しなければ、従来よりも発注数量を減らすことを示唆することにより、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。
生産用機械器具製造業	機器の制御プログラムの作成を下請事業者に委託している g 社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に価格を指定することにより下請代金の額を定めていた。

### 4 購入・利用強制 (第4条第1項第6号)

業種	概要
広告業	広告の製作を下請事業者に委託している h 社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するチケット等の購入を要請していた。
不動産賃貸業・管理業	ビル、マンション等集合住宅の管理業務を下請事業者に委託している i 社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、イベントのチケットの購入を要請していた。

### 5 不当な給付内容の変更・不当なやり直し (第4条第2項第4号)

業種	概要
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託している j 社は、下請事業者に対し、荷主からの発注内容が変更されたことを理由に発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。



## 平成21年度上半期における優越的地位の濫用規制に関する法的措置事件一覧

一連 番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	(株)島忠に対する件	<p>納入業者に対し</p> <p>① 店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品を返品している。</p> <p>② 家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きをさせている。</p> <p>③ 店舗の開店、改装又は閉店に際し、その従業員等を、納入業者の商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせるために派遣させている。</p>	19条(大規模小売業告示1項, 2項及び7項)	21.6.19 (排除措置命令)
2	(株)セブン-イレブン・ジャパンに対する件	<p>セブン-イレブン・ジャパンのフランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせている。</p>	19条(一般指定14項4号)	21.6.22 (排除措置命令)

## 平成21年度上半期における優越的地位の濫用規制に関する警告事件一覧

## &lt;警告事件&gt;

一連 番号	件名	内容	違反法条	警告年月日
1	ユナイト㈱に 対する件	継続的に建設機械器具の運送を委託する事業者との取引において、平成16年4月から平成20年12月までの間、「協力値引き」等と称して、当該事業者を支払うべき運送委託に係る代金の額から一定額を差し引くことにより、当該事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑い。	19条（物流特殊 指定1項2号）	21.4.15 （警告）
2	リリカラ㈱に 対する件	継続的に壁紙、カーテン等の運送を委託する事業者との取引において、平成19年10月から同年12月までの間又は同年11月から平成20年1月までの間、自社の決算対策のために、当該事業者を支払うべき運送委託に係る代金の額から当該代金の20パーセント相当額を差し引くことにより、当該事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた運送委託に係る代金の額を減じていた疑い。	19条（物流特殊 指定1項2号）	21.4.15 （警告）